

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）」が2003年に公布されました。この次世代法では、国や地方公共団体による取組とともに従業員が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるため、事業主に対して「一般事業主行動計画（以下「行動計画」という）」を策定・実施すること定めています。

2011年4月1日に次世代法が改正され、行動計画の策定・届出および公表・周知義務が101人以上の従業員を雇用する事業主に課せられることとなりました。これを受け、当社では、下記のとおり行動計画を策定いたしました。

記

従業員が、育児だけでなく介護など様々な就業が制限される状況にあっても、働くことを諦めることなく、最大限に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1

育児・介護に関する現制度の認識を高めるため、制度をわかりやすく纏め周知する。

(対策) ～平成23年7月

- ・社内イントラ上において、育児・介護に関する会社の制度をわかりやすく集約したページを作成、公開する。
- ・部長連絡会（毎月1回開催）において、作成したページを簡単に解説する。

平成23年8月～

- ・管理職を対象に実施する労務管理研修会において、作成したページについてより詳しく解説することで、制度の制定趣旨と仕組みの理解を促し、制度利用者が利用しやすい雰囲気の醸成を図る。

目標2

仕事と家庭の両立を実現するため、時間を意識した働き方を促進する手段の一つとして「ノー残業デー」を実施する。

(対策) 平成23年4月

- ・ノー残業デーを設けることの趣旨と概要を部長連絡会において説明する。
- ・分譲販売センター、仲介営業所、リフォーム営業所等での実施方法について所属長と協議の場を設ける。

平成23年5月～

- ・ノー残業デーの実施。（水曜日）
- ・分譲販売センター、仲介営業所、リフォーム営業所等においては所属長との協議の結果に基づき実施する。

以上